

① 件 名
字の区域を新たに画することについて
②施策等を必要とする背景及び目的（理由）
【目的】 県営ほ場整備事業(三輪田地区)の施行に伴い、事業区域内に存在する字を整理し、新たに画するもの。
③根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性
【根拠法令】 ①地方自治法第260条第1項 ②土地改良法  【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・ <b>無</b> 〕 又は 〔個別計画との整合性〕】
④提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）
【ほ場整備事業の経過】 平成18年 4月 事業採択 平成26年 3月 区画整理工事完了・確定測量 【字名決定の経過】 平成26年 3月 ほ場整備換地委員会で検討 平成27年10月 県から字の区域名称変更申請書提出
⑤主な内容
事業区域内の石巻市三輪田字土居上の一部、字上新田の一部、字新田待井の一部、字右近田の一部、字上中新田の一部、字後遠堀の一部、字後田の一部、字下中新田の一部、字西田の一部、字田切の一部、字堀ノ内五百刈の一部、字六条の一部、字迎田の一部、字中六条の一部、字寺待井の一部、字蛭田の一部、字豊前田の一部、字江越の一部、字竹ノ迫の一部、字竹ノ迫四百刈の一部、字千刈田の一部、字長夫喰上の全部、字長夫喰下の一部、字馬場中の一部、字馬場上の一部、字馬場下の一部、字新寺前の一部、字稲荷崎の一部、字櫻崎の一部、字新西待井の一部、字櫻崎西待井の一部、字二反田の一部、字新引浪前の一部、字内記田の一部、字久根前上の一部、字久根前田待井の一部、字廣畑沖の一部、字中里沖の一部、字中谷地の一部、字梅木の一部、字赤柴新田の一部、字赤柴上の一部、字赤柴下の全部を石巻市三輪田字上区前、字中区前西、字中区前東、字下区前、の区域を新たに画するものである。
⑥実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）
ほ場整備後の区画に字界を変更することにより、整備区域が明確になる。
⑦他の自治体の政策との比較検討
なし
⑧今後の予定及び施行予定年月日
①「字の区域を新たに画することについて(議案)」を平成27年市議会第4回定例会に提案 ②平成28年11月 権利者会議 ③平成29年12月 換地処分登記完了
⑨その他